

19世紀末中華世界における 調和のための多様性

——朝鮮の事例から——

This paper considers interaction between the Sino-centric world and Korea through the end of the 19th century. Sino-centric ideology and mechanisms remain in part, so it is important to consider this when looking at the future of East Asia.

森 万佑子

Mori Mayuko

東京大学大学院総合文化研究科博士課程（Japan）

要旨

19世紀末の東アジア世界は、中国を中心とする伝統的な国際秩序である中華世界と近代国際法に基づく条約体制の二つの秩序が交錯していた。朝鮮はまさにそのなかに位置した。中華世界では、朝鮮が定められた儀式を遂行していれば、中国は朝鮮の内政・外交に干渉しなかった。

しかし国際環境の変化に伴い、中国は朝鮮を中華世界に止めようと朝鮮の内政・外交に干渉するようになり、朝米修好通商条約締結時（1883年）には、中国の意向で朝鮮は「中国属邦而内治外交向来自主」であると記した照会をアメリカ大統領に送った。中国はこの照会を「中国の属邦であり内治外交は自主」と「属邦」を強調して解釈し、朝鮮は「中国の属邦であるが内治外交は自主」と「自主」を強調して解釈した。アメリカはまた別の解釈をした。その後の中朝関係は、このような多様な解釈のなかで、ひとつの解釈を押しつけることなくある種の調和を保っていた。

本稿は中華世界と条約体制が交錯していた時期に、朝鮮が中国との関係を維持しつつ、いかに近代的な外交制度を整えていったのかについて検討するものである。朝鮮政府は1882年に中国との間に締結した中朝商民水陸貿易章程に基づいて、1883年に駐津大員を派遣し、1886年にそれを駐津督理に改称した。駐津督理への改称に際して、朝鮮政府は国際法を参照しながら駐津督理の職務規定の草稿である『駐津督理公署章程底稿』を作成した。そこで本稿はこの職務規定を取り上げ、そこからみえる朝鮮の近代的な外交制度の受容の一例を明らかにすることで、朝鮮政府が中華世界と条約体制の調和をどのように図ろうとしたのかを考えてみたい。

キーワード 朝鮮近代、宗属関係、近代的外交制度、駐津督理通商事務（駐津督理）、駐津督理公署章程底稿

はじめに

本稿は、19世紀末の中華世界において、朝鮮政府が中華世界と条約体制の調和のためにとった政策を検討する目的で、1886年に天津に派遣された使節である駐津督理通商事務（以下、駐津督理）の職務規定の草稿『駐津督理公署章程底稿』（以下、『底稿』）¹⁾を分析し、朝鮮政府の近代的外交制度の受容の一例を明らかにしようとするものである。

19世紀末の東アジア世界は、中国を中心とする伝統的な国際秩序である中華世界と近代国際法に基づく条約体制の二つの秩序が交錯しており、朝鮮はまさにそのなかに位置した。中華世界では、朝鮮が定められた儀式を遂行すれば、中国は朝鮮の内政・外交に干渉せず、ある程度の多様性が認められていた。しかし国際環境の変化に伴い、中国は朝鮮の内政・外交に干渉するようになり、1883年の朝米修好通商条約締結時には、中国の意向で朝鮮は「中国

属邦而内治外交向来自主」であると記した照会をアメリカ大統領に送った。さらに、同年には中朝商民水陸貿易章程（以下、水陸章程）を締結して宗属関係を明文化した。これ以後、朝鮮は国際法に基づく日本・西欧諸国との関係と、「属国自主」と明文化された中国との関係の二つの関係のなかで対外政策を展開することとなった。

駐津督理はそのようななかで宗主国・中国の天津に派遣された使節である。駐津督理は、水陸章程第一条の「北洋大臣は自国商民の保護のため朝鮮の開港地に商務委員を派遣して駐在させ、該員は朝鮮の官員と平行礼をとる。（中略）朝鮮国王も天津に大員を派遣し駐在させるとともに、中国の開港地に他員を派遣し商務委員を務める。該員も中国の道府州県などの地方官と平行礼をとる」という規定に基づいて派遣された「大員」を前身とする。この駐津大員は任地に常駐して特定の任務を遂行する近代的な公使や領事というよりも、案件ごとに派遣される既存の貢使や領選使の機能に近く、職務規定も領選使の職務規定である「領選使節目」（1881年作成）が援用された²⁾。しかし、朝鮮政府は1886年に駐津大員を駐津督理に改称し、職務規定も新たに作成した。それが『底稿』である。『底稿』の前文には「各国の通例」を「酌擬」して作成したとあり、本文にも西欧各国が派遣する領事の職務を意識した項目がみられる。ゆえに本稿は、国際関係における朝鮮の位置に留意しながら、『底稿』の分析を通して朝鮮における宗属関係と近代的外交制度の関わり方を検討する。

1 『駐津督理公署章程底稿』（『底稿』）の分析

1.1 先行研究

『底稿』は、韓哲昊と権赫秀がそれぞれ駐津大員・駐津督理を扱った研究のなかで初めて使用した史料

で、両研究は『底稿』の韓国語訳を作成して詳細に紹介している³⁾。ただ両者は、朝鮮政府における近代的外交制度への移行という観点から駐津大員・駐津督理を捉えたため、宗属関係と条約関係が交錯するなかで朝鮮政府が宗主国・中国に派遣した使節であるという特性を十分に示さなかった。とりわけ権赫秀は、駐津大員・駐津督理が派遣された1883年から1894年を宗属関係から条約関係に移行する「過渡期」と捉え、宗属関係が反映された事象を限界とみた。今日の視点から歴史をみれば、そのようにいえるかもしれないが、当時の文脈のなかで理解しようとするならば、二つの関係は「交錯期」にあり、どちらかの事象を限界とみることはできないのではないだろうか。本稿はこのような観点から、駐津督理が持つ「伝統性」と近代性の混在の実態をありのままに明らかにしたい。

分析に入る前に、『底稿』を扱う上で注意しなければならない点がある。それは『底稿』があくまでも「底稿」すなわち草稿に過ぎないという点と、作成した機関⁴⁾と日時⁵⁾が明らかでないという点である。そのため『底稿』は一次史料とするには不明な部分が少なくなく、駐津督理の性格を論じる上では二次史料に止まる。しかしながら、前身の駐津大員の職務規定には、留学生の学習態度や日常生活の規律・罰則を記した「領選使節目」を援用したのに対して、駐津督理には「駐津督理公署章程」を新たに作成しようとしたことは大きな変化である。このような点に限れば、『底稿』は朝鮮政府の近代的外交制度受容の一過程を検討する上で有益な史料といえる。

1.2 『底稿』の内容

『底稿』をみると、まず前文の冒頭に「本署は本国出使常駐の始まり⁶⁾」とあり、駐津公館が最初の常駐使節とみなされている。韓哲昊が駐津大員・駐津督理を「我が国初の常駐外交使節団」と、権赫秀が「事実上、近代韓国最初の海外常駐外交交通商代表公館」というのは、この部分に依拠している⁷⁾。確か

に、駐津督理が創設された時期は、初代駐日辦理大臣（1886年）や初代駐米全權大臣（1887年）の任命・派遣が続く時期であり、国内では対外関係の繁忙によって統理交渉通商事務衙門（以下、外衙門）が対外事務に限定した職務規定『統理交渉通商事務衙門統章程』を制定する時期（1887年）⁸⁾である。別言すれば、朝鮮政府が対外政策に近代的要素を取り入れはじめた時期といえる。しかし、これらの変化が宗属関係を有するなかでおこなわれたことを看過してはならない。この「出使常駐」を近代的な外交制度にのみ引きつけて解釈するのではなく、宗属関係と如何に整合性を保ったかという点にも留意して『底稿』を分析することで、条約関係と宗属関係が交錯するなかで朝鮮政府がどのように近代的な外交制度を取り入れていったのか、その実態に迫ることができる。

『底稿』では、次のように駐津督理を位置づけている。

水陸章程には、朝鮮が大員を派遣し天津に駐在させ、並びに他員を中国の開港場に分派して商務委員に充て、難しい事件が起これば、駐津大員が南北洋大臣に詳請するとある。また章程には、該員は道・府・州・県などの地方官と平行礼をとるとある。朝鮮の天津に駐在する委員の派遣は、各国に領事があるのと名目は異なるが体制は同じである⁹⁾。

ここからまず、駐津督理をあくまでも水陸章程に位置づけていることがわかる。一方で、水陸章程が創設した駐津大員は、難しい事件が発生した時に「南北洋大臣に詳請する」立場にあり、中国の「地方官と平行礼をとる」地位にあるので、機能は各国の領事と同じであるという。つまり、宗属関係に基づいて結ばれた水陸章程に条約関係の観点から解釈を加えて、駐津大員は領事と同じであるとして駐津督理に改称している。ただこの時、駐津大員を駐津領事ではなく駐津督理に改称したのは中国との関係

を意識したためであろう。

前文の後、『底稿』では14項目が列挙されている。具体的な内容は、①駐津督理の位置づけと国内機関との往来文書の形式規定、②駐津督理と従事官の職務規定、③書記官と翻訳官の職務規定、④駐津督理・従事官の従事員および駐津公館の雇用人に関する規定、⑤督理就任時の他国への就任報告に関する規定、⑥朝鮮が北洋大臣や礼部および総理衙門に公文を送る時の規定、⑦中国に入境する朝鮮人への許可証の発給と天津を経由して北京に入る齋奏官・齋咨官への路引（旅行券）発給および伴送派遣の規定、⑧朔望日の国旗掲揚規定、⑨駐津公館の朝鮮国内とのやりとりは仁川監理署をとし費用は駐津公館が負担する規定、⑩督理をはじめ駐津公館職員員の月給規定、⑪駐津公館の経費は総理大臣が随時審査して監税官が送金する規定、⑫三年一任の任期規定、⑬アヘン吸引時の罰則規定、⑭年末に総理大臣に報告書を提出する規定である。この後、「この章程を総理大臣が国王に上奏し、裁可を受けた。その他未詳事項は随時処理すること¹⁰⁾」という文が完結して終わる。

1.3 『星軺指掌』の影響

以上の内容で注目される点は、『底稿』の作成者および駐津公館の最高責任者が「総理大臣」になっていることである。総理大臣とは宮闕（宮殿）内に置かれて国王の強い影響下にあった内務府の最高職位である。駐津公館の人事決定過程をみると、駐津大員は内務府が啓言して国王が任命し、駐津督理は外衙門か内務府が啓言して国王が任命した。ゆえに、人事の最終決定権を持っていたのは国王であり、国王が最高責任者にならなかったことは注目に値する。仮に国王ではなく事務方に任せるとしても、対外事務を管掌した外衙門の最高職位である督辦ではなく、国内機務や宮内事務を管掌する内務府の最高職位である総理大臣が最高責任者になったことは重要である。

このような問題意識から「総理大臣」という肩書

に着目すると、公使や領事派遣において総理大臣の役割を強調する『星輶指掌』の存在が浮かび上がってくる。

『星輶指掌』¹¹⁾は、ドイツの外交官マルテンス (Charles de Martens, 馬爾頓) が公使や領事の説明を中心に外交官向けに近代の外交制度について詳述した書物『外交指針、外交官と領事官の権利と任務の概要』(1832年)を、1876年に清朝でマーティン (William A. Martin, 丁韜良) の指導のもと、聯芳と慶常が翻訳したものである¹²⁾。『星輶指掌』の朝鮮への伝来は、1877年12月に日本政府と朝鮮政府が日本公使の朝鮮駐京を議論していた際、花房代理公使が公使駐京を受け入れない朝鮮側に対して国際法上の見地より公使駐京の必要性を説くために『万国公法』とともに贈ったことによる¹³⁾。1877年当時、花房代理公使から『星輶指掌』を受け取ったのは礼曹判書趙寧夏であったが、その後礼曹をはじめとした朝鮮政府が『星輶指掌』をどのように受け入れたかを示す史料は管見の限り見つからない¹⁴⁾。当時の朝鮮政府は公使駐京に消極的な態度をとっていたことは勿論のこと、近代的な外交制度の構築そのものに積極的ではなかったため、『星輶指掌』にさほどの関心を示さなかったと考えられる。しかし、それから約10年の月日が経ち、既に派遣している駐津大員が領事と同じ機能を持つと意識しはじめた時、『星輶指掌』を参照して駐津大員を駐津督理として改編しようとした可能性がある。なぜなら、近代の公使・領事の役割や規則については『万国公法』よりも『星輶指掌』が詳述しているからである。

具体的には次のような内容が指摘できる。たとえば『星輶指掌』第1巻第1章第2節には、「論総理大臣之職」と総理大臣の職が取り上げられている。冒頭で「査総理大臣之職、有関国家安危利害、責任非軽」と総理大臣の職務を国家の安全と利害に関わるものでありその責任は軽くないと位置づけ、「凡外国交渉事務、皆頼総理大臣之才識」とあらゆる外交交渉事務は総理大臣の才識によるもので、「按常

例、本国領事駐劄外国者、均歸総理大臣管轄」と領事はみな総理大臣の管轄に帰すると記されている。さらに第3巻第12章第3節「論領事官分等」にも、「凡領事官、皆歸総理大臣管轄」と領事官はみな総理大臣の管轄に帰することが再度記されている。合わせて、「凡遣派委辦領事、須有本国総理大臣允准明文」とあり領事には総理大臣名の許可証が必要ともある。『万国公法』にはこのような領事に関する詳細な記述がないので、西欧各国が派遣する領事について調べる時には『星輶指掌』が適していたといえる。「はじめに」でも述べたとおり、『底稿』の前文には「各国通例酌擬」と各国の通例を斟酌したとあるので¹⁵⁾、その「各国通例」の一つに『星輶指掌』があり、『星輶指掌』に倣って『底稿』でも総理大臣の役割を強調した可能性が考えられる。

2 駐津督理の性格

2.1 西欧諸国の通例の受容

『底稿』の前文には、「署内で日々の公務をおこなうにあたり定章がないと、(中略)後継者は調べることが膨大になるので、各国の通例を酌擬して章程案を完成させた¹⁶⁾」とある。「領選使節目」を職務規定に援用した駐津大員と比べ、どのような「各国の通例」をどのように「酌擬」して『底稿』が作られたかを検討することは、朝鮮政府の近代的な外交制度の受容をみるうえで有益である。本節では西欧諸国の通例の受容に着目して検討する。

一つ目は、②の「従事官は商務に随時協力するだけでなく署内の司庫も兼ねて処理する。西欧の例に照らすと、副領事が司庫の事務を兼ね理めることがあり、従事官が督理の副に当たり、各国の副領事の体制と同じ¹⁷⁾」とする内容である。西欧諸国の副領事の例を参照して、従事官の「商務に随時協力」し「署内の司庫も兼」ねる実態は、各国の副領事と同じだという。これは既にみた、駐津大員の機

能が領事と同じなので名前は異なるが体制（制度）は同じだとする論理と通じている。ただ、ここでも副領事と同じだといいつつも副領事に改称せず、従事官を用いたところに朝鮮における西欧諸国との違いがみられる。

二つ目は、⑧の「各国は皆、礼拝日に国旗を掲げるが、本署は朔望日に国旗を掲げる¹⁸⁾」という規定である。日曜日である礼拝日に国旗を掲揚する各国の例を「酌擬」して、駐津公館は「朔望日」、すなわち陰暦の毎月1日と15日に国旗を掲揚することを定めた。そもそも「朔望日」は、守令が闕牌を拝する儀式をおこなう日であった。これは、西欧諸国の儀式を朝鮮の慣習に合わせて運営する例とみなせよう。

最後は、⑫の「公使・領事の公例は皆、三年一任である。全ての本署各員は、要事および実の病により解任されて帰国する外は、重職を守るため理由なく帰国できない¹⁹⁾」という規定である。駐津大員・駐津督理任命者の多くは、自身や家族の病を理由に在外赴任を断ったり途中で帰国したりしており、赴任に消極的であった。これは恐らく、決められたルートで決められた儀式のみを遂行する既存の貢使などとは異なり、滞在期間が長く、それに伴い任地で予想外の問題に接する可能性があることを負担に感じたからと考えられる。このような風潮に対して朝鮮政府は、西欧各国の公使・領事の任期が三年であることを「公例」として導入し、在外使節の三年一任の制度を根付かせようとする意図が読み取れる。以上の規定から、朝鮮政府が西欧諸国の領事を意識して駐津督理に領事の要素を取り入れようとしたことが指摘できる。

2.2 宗属関係の反映

一方で『底稿』には、最後の駐津大員朴齊純がおこなっていた業務を明文化した項目もみられる。これらは「各国の通例」を「酌擬」したというよりは、宗属関係に基づく業務である。本節では、最後の駐津大員（1886年1月29日～2月21日）で

あり初代駐津督理（1886年2月21日～1887年8月26日）でもある朴齊純の職務日記『咨文（二）』（1886年6月7日～1887年3月20日）²⁰⁾を用いて、最後の駐津大員の職務実態とも照らし合わせながらその具体的な内容を検討する。

まず、⑤の督理就任時の他国への就任報告に関する規定には、南北洋大臣には「申呈」で報告して直ちに「拝謁」し、牛莊・天津・烟台海関道には「照会」で報告して「拝会」し、駐津領事には「函」で報告して「拝会」するとある²¹⁾。すなわち、駐津督理は中国の官僚、とりわけ南北洋大臣に対する態度と、他国の領事に対する態度を明白に区別している。実際に、初代駐津督理朴齊純の就任時にはこの規定に従って就任報告がおこなわれた²²⁾。

次に、⑥の「本国が北洋大臣に公文を咨送するときは、必ず本署が津海関道に函送してそれを代わりに送り届けてもらうように請う。北京の礼部および総理衙門に公文を咨送することがあれば本署官員が持っていか、函で津海関道に、北洋大臣に代わりに送り届けてもらうよう取り次いでもらう²³⁾」という、宗属関係を反映した文書往来の手続きに関する規定である。これらは、駐津大員が既におこなっていた業務であることが確認できる²⁴⁾。すなわち、駐津大員がおこなっていた業務を後任者がいちいち調べなくてもよいようにという『底稿』の趣旨に従って明文化した項目といえる。

最後に⑦には、駐津督理が宗属関係に則って朝鮮側と中国側の仲介業務をおこなう規定が確認できる。

本国商民はこれまで勝手に中国内地に入り、随意に遊歴し、新たな章程があることを知らなかった。今後は内地に入る者には、章程に照らして津海関道と連名署名し許可証を発給する。齋奏官・齋咨官が天津を経由して北京に赴くときは、章程に照らして津海関道に通知して北洋大臣に詳文を伝達し、路引を発給し伴送を派遣する。一般に、本国が別に派遣した人員は本署に來留し、本署が

住まいを提供し身の回りの世話などするほか、一切の費用は当該人員が自前で用意する²⁵⁾。

引用の前半部分は、駐津大員朴齊純の在任中に朝鮮商人が中国で不法に貿易滞在したことがわかり、李鴻章が周馥^{しゅうふく}をとおして、今後は章程に照らして中国に貿易滞在に来る朝鮮人は必ず駐津督理と津海関道が連名署名した執照（許可証）を受けよう朴齊純に注意した内容を明文化したものである²⁶⁾。中間部分の路引発給・伴送派遣も駐津大員朴齊純が実際におこなっていたことが確認でき²⁷⁾、既におこなっていた業務を明文化したものである。後半部分も、職務記録から朴齊純と齋奏官が連絡をとりあっていたことが確認できるので、新しく設けた規定ではなく既におこなわれていた職務を明文化したものである。以上から、朝鮮政府は宗属関係の維持も重視しており、宗属典礼を円滑におこなうため、駐津督理に朝鮮側と中国側を仲介する役割も担わせたと指摘できる。

おわりに

本稿は天津に派遣された駐津督理の職務規定である『底稿』の分析を通して、中華世界と条約体制が交錯していた時期に、朝鮮が中国との関係をいかに維持しつつ近代的外交制度を受容したのかについて検討した。その結果、明らかになった点は次の三点である。

第一に、『底稿』が『星輶指掌』^{せいようししやう}を参照して作成された可能性が考えられることである。『底稿』には作成者および駐津公館の最高責任者は総理大臣であると記されている。この総理大臣の役割を強調する背景には、公使・領事の役割や規則について詳述した『星輶指掌』の存在があったと考えられる。

第二に、朝鮮政府が領事を意識して駐津大員から駐津督理に改称し、駐津督理に領事の要素を取り入れたことである。この際、駐津督理は領事と同じ体

制（制度）であるとしつつも、あくまでも水陸章程に位置づけて領事ではなく督理と改称したことは重要である。また、国旗掲揚規定や三年一任制度などを自国の慣習に合わせて適用しようとしたことも朝鮮の立場がうかがえる例である。すなわち、朝鮮政府は国際的な慣習を一律に導入するのではなく、自国の文化や状況、とりわけ中国との関係を勘案して受容したといえる。

第三に、朝鮮政府が駐津督理に宗属関係に基づく職務も担わせたことである。それらの職務は、「各国の通例」を「酌擬」したものではなく、最後の駐津大員朴齊純が既におこなっていた業務を明文化したものであった。ゆえに、朝鮮政府は宗属関係の維持も重視しており、駐津督理を領事としてだけでなく、宗属典礼を円滑におこなう使節としてもみなしていたことが指摘できる。

以上から、宗属関係と条約関係が交錯するなかにあった朝鮮は、近代的外交制度の導入に前向きに取り組みつつも、あくまでも中国との関係を優先させていたことがわかる。これは、朝鮮が中華世界の規律や文化と西欧諸国のそれとの調和を図ろうとした結果であるといえよう。

ただ、以上の事例が1886年におこなわれたことに留意しなければならない。朝鮮政府の対外政策を概観すると、既述したように1886年・1887年に近代的外交制度を取り入れた外衙門^{がいがもん}の改編や日本や欧米への公使派遣をおこなっており、対外政策の近代的外交制度の一つの画期をなしている。このような流れに鑑みると、近代的外交制度の受容を意識した『底稿』の作成は、その嚆矢^{こうし}に位置づけられるため、当時においてはまだ既存の文化や宗属関係を優先させる考えが強く反映されていたのかもしれない。その後の近代的外交制度受容の実態については、別稿で論じたい。

注

- 1) 『駐津督理稿署章程底稿』、韓国ソウル大学校奎章閣韓国学図書館所蔵、奎 23564 (以下、「奎」は奎章閣の蔵書番号を意味する)。なお本稿は、駐津督理の性格と活動実態について論じた拙稿「朝鮮政府の駐津督理通商事務の派遣(1886 - 1894)」(『朝鮮学報』第 231 輯、2014 年 4 月)でおこなった『底稿』の分析を、第二回アジア未来会議のテーマ「多様性と調和」に沿って加筆・修正したものである。
- 2) 拙稿「朝鮮政府の駐津大員の派遣(1883 - 1886)」『史学雑誌』第 122 編第 2 号、2013 年 2 月。
- 3) 韓哲昊「한국 근대 주진대원의 파견과 운영(1883 - 1894)」『東学研究』第 23 輯、2007 年 9 月、pp. 53-58. 權赫秀「『兩截体制』와 19 세기 말 조선왕조의 대중국 외교: 초대 天津駐劄督理通商事務 南廷哲의 활동을 중심으로」『근대 한중관계사의 재조명』、ソウル、혜안、2007 年、pp. 311-334.
- 4) 韓哲昊が内務府、權赫秀が外衙門であると指摘しているが、根拠となる史料は示していない(韓哲昊前掲論文 p. 53, 權赫秀前掲書 p. 317)。
- 5) 韓哲昊は駐津督理への改称時とみて 1886 年とする(韓哲昊前掲論文 p. 53)。權赫秀は『底稿』前文の「署内日行公務並無定章、前有統理軍國事務衙門啓下事目、而諸多草摺、未具細章易致、後來各員漫無所稽」(『底稿』)を根拠に「多くの後任者が困難を経験してきたという内容に照らして、1880 年代後半」とする(權赫秀前掲書 p. 317)。
- 6) 「本署係本國出使常駐之始」『底稿』。
- 7) 韓哲昊前掲論文、p. 47. 權赫秀前掲書、p. 317.
- 8) 1887 年の外衙門の改編については、拙稿「朝鮮近代の外交実務担当者に関する基礎的研究: 『統理交涉通商事務衙門統章程』制定に着目して」『アジア地域文化研究』第 9 号、2013 年 3 月を参照。
- 9) 「查中国朝鮮貿易章程内開、朝鮮遣派大員駐劄天津、並分派他員至中国已開口岸、充当商務委員、遇有疑難事件、由駐津大員、詳請北・南洋大臣等因、又章程内開該員与道府州縣等地方官、往来均屬平行相待等因、查朝鮮之派員駐津、猶各國之有領事、名目雖異体制相同」『底稿』。
- 10) 「以上章程、由總理大臣奏明啓下、俾藉遵守、一未盡事宜、隨時校実辦理」『底稿』。
- 11) 馬爾頓、聯芳・慶常共訳『星報指掌』北京、同文館、1876 年。もとの著作は Charles de Martens, Guide diplomatique ou précis des droits et des fonctions des agents diplomatiques et consulaires., Leipzig, F.A. Brockhaus., 1866.
- 12) 金容九『만국공법』、ソウル、소화、2008 年、p. 79. 原田明利沙「19 世紀後半の中国における国際法をめぐる状況: ウィリアム・マーティンの書簡に基づく一考察」『東アジア近代史』第 16 号、2013 年 3 月、p. 226.
- 13) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』、上巻、朝鮮総督府中枢院、1940 年、p. 623.
- 14) 朝鮮における『星報指掌』の受容についての研究はほとんどない。金容九が『万国公法』の伝来を説明するなかで取り上げているが、ここではマーティンの翻訳方法に着目しており、『星報指掌』が朝鮮政府でどのように受け入れられたかについては言及していない(金容九、前掲書、pp. 79-82)。
- 15) 「署内日行公務並無定章、前有統理軍國事務衙門啓下事目、而諸多草摺、未具細章易致、後來各員漫無所稽、茲將經辦成案、參以各國通例酌擬」『底稿』。
- 16) 前注参照。かつて定めた事目とは「領選使節目」と「天津朝鮮商務公署章程」ではないかと推測される。「天津朝鮮商務公署章程」は確認できないが、1884 年 3 月 7 日仁川口華商地界章程第九条で章程の名前だけ引用されている(韓哲昊前掲論文、p.53)。
- 17) 「從事官除所有商務隨時襄辦外、兼理署内司庫等事。查西例、実任副領事有兼理司庫之事、從事官居督理之副、与各國副領事体制相同」『底稿』。
- 18) 「各國皆以禮拜日懸掛國旗、而本署以朔望日懸掛國旗」『底稿』。
- 19) 「公例公使領事皆以三年一任、所有本署各員、除有要事及実病解任回國外、不得無端暇歸、以重職守」『底稿』。
- 20) 『咨文(二)』、奎經古 327.51、J249、1885/1886.
- 21) 「督理始到、即將新旧任交欵、接印日期、各具申呈北・南洋大臣、照會牛莊・天津・烟台海關道、又訂期拜謁北洋大臣、並拜會津海關道及地方司道府縣各官、所有本國立約之各國駐津領事處、亦函告到任之由隨即拜會」『底稿』。
- 22) 1886 年 3 月 4 日朴齊純から周馥宛て照會、5 日周馥から各國領事宛て函、7 日朴齊純から奉天山海關道広・山東東海關道方宛て照會、日付なし朴齊純から北洋大臣・南洋大臣宛て申報(『咨文(二)』)。
- 23) 「本國咨送北洋大臣公文、必須由本署函送關道請其代投、遇有咨送北京禮部及總理衙門公文、由本署員帶來亦函請關道轉詳北洋大臣代投」『底稿』。
- 24) 1885 年 6 月 17 日朴齊純から周馥宛て函、8 月 16 日朴齊純から周馥宛て函、8 月 17 日朴齊純から周馥宛て函(『咨文(二)』)。
- 25) 「本國商民從前私入中国内地、隨時自行游歷、並不知有新章、以後如有入内地者、照章与海關道會銜給照、至齋奏・咨官由津赴北京、照章知會關道轉詳北洋大臣、給發路引、派員伴送、凡由本國別派之員、來留本署、除住房伺候等事自本署代辦外、一切供億之費、均歸該員自備」『底稿』。
- 26) 1886 年 8 月 12 日周馥から朴齊純宛て照會(『咨文(二)』)。
- 27) 1886 年 9 月 6 日朴齊純から周馥宛て函、23 日朴齊純から周馥宛て函(『咨文(二)』)。

参考文献

『駐津督理稿署章程底稿』、韓国ソウル大学校奎章閣韓国学図書館所蔵、奎 23564。

『咨文（二）』、韓国ソウル大学校奎章閣韓国学図書館所蔵、奎經古 327.51、J249、1885/1886。

馬爾頓、聯芳・慶常共訳『星輶指掌』、北京、同文館、1876年。

權赫秀、『근대 한중관계사의 재조명』、ソウル、혜안、2007年。

韓哲昊、『한국 근대 주진대원의 파견과 운영 (1883 - 1894)』『東学研究』 第23輯、2007年9月。

森万佑子「朝鮮政府の駐津大員の派遣 (1883 - 1886)」『史学雑誌』 第122編第2号、2013年2月。

森万佑子「朝鮮政府の駐津督理通商事務の派遣 (1886 - 1894)」『朝鮮学報』 第231輯、2014年4月。